

■ 和光市生涯学習推進本部設置要綱

(設置)

第1条 和光市における生涯学習の推進に関する基本構想・基本計画（以下「基本構想等」という。）を策定し、その総合的な推進を図るため、和光市生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想等の策定に関すること。
- (2) 生涯学習に関する総合的な施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部委員（以下「本部委員等」という。）をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部委員は、教育長、企画部長、総務部長、市民環境部長、保健福祉部長、建設部長、水道部長、教育部長、会計管理者及び議会事務局長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が召集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部の会議に本部委員等以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 推進本部に関する庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。